



トピックス 住宅用火災警報機の悪質訪問販売にご注意！ P3

発行 / 富山県生活文化課・富山県消費生活センター

<http://www.pref.toyama.jp/sections/1711/1711.htm>

## くらしの 相談窓口から

## 新卒の資格商法

## の二次被害



相

談

ある日、自宅に業者から次のような電話があった。

「以前の一般旅行業務取扱主任者資格講座受講者で、資格を取れなかった方でも、形だけ講座を受講していることにして、今後5年間資格試験を申し込みさえすれば、試験当日に受験せず不合格であっても、今回必要となる教材費50万円と前回の受講費用50万円合わせた100万円が、奨励金として5年後に確実に戻ってくる。不合格票を5枚集めるだけで良い。チャンスであり、逃す手はない」というような説明であった。その後、私は契約書（一般旅行業務取扱主任者学習教材セット販売契約）に記名押印し返送した。しかし、冷静になって考えると、そのようなことが実際にあるとは考えられず、不信感がつのり解約したい。

回

答

以前は、過去に資格取得講座などの契約をした消費者に、「資格が取得できるまで契約は終わっていない」などといまだに契約が継続しているかのような虚偽の説明をして勧誘する相談事例がありました。最近では、救済制度をうたった新卒の資格商法の二次被害と思われる相談が目につきます。

この相談事例での問題点は、資格の取得のための教材購入契約が、本旨からはずれ、「受験しなくても良い、不合格票を5枚集めれば5年後に必ず奨励金がもらえる。」などと言っている点です。

契約書を読むと、奨励金を受け取るには、レポートの提出など、厳しい条件がついてお

り、実際に奨励金がもらえるか疑問です。

結局は、新たな教材を買わせるためのセールストークにすぎません。

今回の相談は、契約の3日後だったので、クーリング・オフ（特定商取引法の規定により契約書面の交付の日から一定期間解約できる制度）が適用され、無条件解約となりました。また、クーリング・オフ期間が過ぎていても、勧誘方法等に問題点があれば解約交渉は可能ですので、あきらめずに相談機関等にご相談ください。

業者の言うことを鵜呑みにせず、冷静に判断して不要な契約ははっきり断りたいものです。

## 架空請求にだまされないで！！

いろいろと手口をかえ、公的機関などを名乗る**架空請求のはがき**が依然として送りつけられています。こちらから電話しないで無視しましょう。

# つかまって、運んで、座って 便利に使いましょう

## 歩 行 補 助 車

「歩行補助車」は歩くときの補助はもちろん、手荷物を運搬する、或いは疲れたときに腰掛けるなど、高齢者にとって便利なものです。しかし、歩行中に転倒してけがをしたという報告もあり、使用には注意が必要です。

富山県消費生活センターでは「歩行補助車」のテストを行い、購入時や使用時の注意点についてまとめましたので、お知らせします。



### 購入するときは

**歩行の補助に使うのならショッピングカートではなく、歩行補助車を選びましょう**  
歩行補助車と四輪のショッピングカートは外観が似ていますが、ショッピングカートには歩行の補助になるような性能はありません。

#### 使う人が実際に試してから購入しましょう

使う人が販売店に出向いて実際に使ってみて、身体や歩行能力、使用目的にあったものを、店員のアドバイスなどを受けて選ぶのがよいでしょう。

#### ブレーキやストッパーは確実に操作できるものを選びましょう

速度を落とすブレーキや、車輪が動かないようにするストッパーは、安全上必要な機能です。使う人が実際に操作して、確実に操作ができて、使い易いものを選びましょう。

#### 反射材のあるものを選びましょう

歩行補助車を夜間に使用する時は、十分な注意が必要です。反射式シールや反射式ホイールのついているものを選びましょう。

### 使用前にかならずチェック

#### 車体の各部分に緩みが無いチェック

長期間使用していると、ブレーキや高さ調整ネジが緩みやすいものもあります。緩んでいるものはきちんと締め直しましょう。

#### 固定金具（ネジやロック）などが外れていないかチェック

固定金具が外れていると、走行中に折畳まれてしまう危険性のあるものもあります。

#### ブレーキやストッパーが確実に作動するかチェック

### 使用中はここにご注意

#### 下り坂

下り坂ではスピードがでやすく危険なので、ブレーキをゆっくりかけながら注意して下ることが大切です。

#### 段差や溝を通るとき

タイヤの直径が小さいものは、低い段差でも乗り越えにくい場合や、側溝の格子状のふたにタイヤが落ち込む場合があり、危険ですので注意しましょう。

#### 座面に腰かけるとき

必ずストッパーをかけ、車輪が動かないことを確かめてから腰かけてください。座面の端に座ると、歩行補助車が転倒するおそれがあるので、注意しましょう。

## 住宅用火災警報器の悪質訪問販売にご注意！

住宅用火災警報器とは、火災で発生する煙を感知し、警報音で火災の発生を知らせる器具のことで、消防法の改正により、新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については市町村条例で定める日から設置が義務付けられることとなりました。

このため、今後「消防署の方から来ました。法律で設置しなければならないことになったので取り付けてください」などと言って住宅用火災警報器を高額な値段で売りつける訪問販売が予想されます。

住宅用火災警報器はホームセンター等で購入でき、消防署では販売しません。おかしいと思ったら、お近くの消防署か消防本部、または最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

## アスベストを回実にした住宅改修工事に関する訪問販売の相談事例が報告されています

アスベストによる健康被害が連日報道され、社会問題化しています。

このような中で、「家にアスベストが使われている」などと言って、住宅改修工事を持ちかける悪質な訪問販売についての相談が寄せられていますのでご注意ください。

悪質な訪問販売を受けた場合は、最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

### 上記いずれの場合も

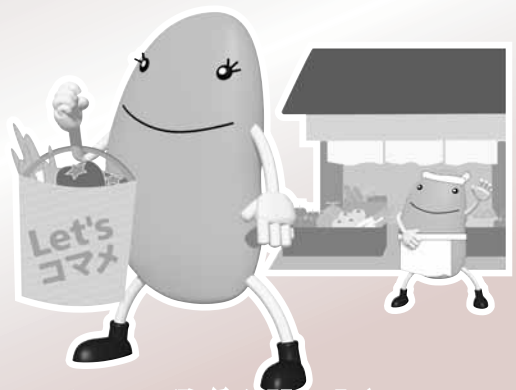
- ・ 契約を急がせる業者には要注意！
- ・ 訪問業者の言い分だけをうのみにせず、その場で契約の判断はしないこと。契約する前に必ず誰かに相談しましょう。
- ・ もし、契約してしまっても、訪問販売の場合、クーリング・オフ期間内（8日間）であれば無条件に解約できます。（クーリング・オフの方法については、最寄りの消費生活相談窓口までお問い合わせください。）

一般住宅を対象とする住宅相談窓口が（社）富山県建築士会内に設置されており（TEL 076-495-1941 平日午後1時から4時30分受付）、専任の相談員がアスベストの見分け方や安全対策などのアドバイスをはじめ、リフォーム等の相談を受け付けています。

## 10月は環境にやさしい 買い物キャンペーン月間です！

「環境にやさしい買い物キャンペーン」は、私たち一人ひとりが日常の買い物をとおして、環境に配慮したライフスタイルを実践していくことを目的としています。

マイバッグの持参、環境に配慮した商品の購入など、身近なことからはじめてみませんか？



コマメに買い物袋を持ち歩きましょう。

# スギヒラタケの摂取の見合わせについて(注意喚起)

秋の味覚として親しまれてきたスギヒラタケですが、昨年、新潟県や東北地方などでスギヒラタケを食べた人が急性の脳症で死亡する事件が相次ぎました。

残念ながら今のところ、スギヒラタケの安全性については確認されていません。

このため、厚生労働省は安全性が確認されるまでの間、スギヒラタケの摂取を見合わせるよう注意喚起しています。

富山県「食の安全・安心情報ホームページ」から情報を見ることができます。  
(<http://www.pref.toyama.jp/sections/1613/anzen/index.html>)

富山県農林水産部食料政策課食品安全係  
TEL 076-444-8816  
FAX 076-444-4410

## 「消費者の安全・安心推進大会」を開催します!

日時 平成17年10月5日(水)(13:30~16:00)

場所 富山県民共生センター サンフォルテ 2Fホール (富山市湊入船町6-7)

主催 富山県、富山県消費者協会

内容 表彰式 富山県知事表彰(県民生活部門)

調査及び実践研究発表

・省エネルギーに関するアンケート調査結果(消費生活研究グループ連絡協議会)

・高校生によるホームプロジェクト実践研究発表

記念講演「最近の消費者トラブルの傾向」 講師 弁護士 安彦和子氏

お問合せ先 富山県消費者協会 TEL 076-432-5690

(括弧内は内線)

富山市消費生活センター..... 076-443-2047

富山市新桜町7番38号(富山市役所本庁舎内)

大沢野総合行政センター... 076-467-5810

大山総合行政センター..... 076-483-1212

八尾総合行政センター..... 076-454-3114

婦中総合行政センター..... 076-465-2115

山田総合行政センター..... 076-457-2113

細入総合行政センター..... 076-485-9001

魚津市..... 0765-23-1003

滑川市..... 076-475-2111(323)

黒部市..... 0765-54-2111(163)

宇奈月町..... 0765-65-0211(244)

舟橋村..... 076-464-1121(21)

上市町..... 076-472-1111(140)

立山町..... 076-463-1121(261)

入善町..... 0765-72-1100(134)

朝日町..... 0765-83-1100(152)

砺波市..... 0763-33-1111

庄川支所..... 0763-82-1902

高岡市市民協働課..... 0766-20-1522

高岡市広小路7番50号

福岡町..... 0766-64-5333(1334)

氷見市..... 0766-74-8010

新湊市..... 0766-82-8236

小杉町..... 0766-56-1511(1208)

大門町..... 0766-52-6961

下村..... 0766-59-2101

大島町..... 0766-52-0065(205)

小矢部市..... 0766-67-1760(424)

南砺市..... 0763-23-2008

福野行政センター..... 0763-22-1101

井波行政センター..... 0763-82-1181

城端行政センター..... 0763-62-1213

福光行政センター..... 0763-52-1571

平行政センター..... 0763-66-2132

上平行政センター..... 0763-67-3212

利賀行政センター..... 0763-68-2112

井口行政センター..... 0763-64-2212

### 富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

消費生活相談 (076)432-9233

消費者金融相談 (076)433-3252

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】午前8時30分~午後5時

(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

### 富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)

消費生活相談、消費者金融相談

(0766)25-2777

### 富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けてます。

(076)432-5690 午前9時~午後4時

消費生活に関するご相談は、市町村窓口、県消費生活センターへ